

令和7度 袖ヶ浦西小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめ問題に対する学校の基本理念、姿勢を全教職員で共通理解する。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたっては、当該児童やその保護者等に対し正確に丁寧な説明を行い、決して隠蔽や虚偽の説明を行わない。

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針は、教職員や児童生徒、保護者等から幅広く意見を聴取して策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任（集約担当）、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーター等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、月一度の定例委員会を行う。また、適時、協議や対応する内容に応じて組織の構成を柔軟に変えたいじめ防止対策委員会を開催する。

(2) 「集約担当」の役割

いじめの「認知」を組織的に行うために、「集約担当」を設ける。いじめアンケートの結果により、いじめが明らかになった場合や、児童のトラブルを見かけた教職員は、日時、場所、関わっていた児童の氏名等について「集約担当」に速やかに伝える。

「集約担当」は、報告をもとに、管理職に報告・相談し、対応について協議する。

(3) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめの未然防止について

(1) 学校全体での啓発

「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を学校全体で共有し、様々な場面をとらえて繰り返し指導するとともに、担任はもちろんそれ以外の教職員にも気軽に相談できるということを示していく。

また、保護者や地域にも学校での取り組みを理解し協力してもらえるように学校だより等で知らせる。特に、インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、情報提供を広く呼びかけるようにする。

(2) 学級経営の充実

- ①担任等に対して気軽に相談できるような雰囲気を構築し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人に「自己肯定感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与える等の取り組みを通して、成就感や充実感がもてる授業の実践に努める。
- ③教職員の児童を差別したり傷つけたりする発言等が、いじめを助長することを考慮し、学校全体で差別や暴言を排除する。
- ④過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高めることとなり、いじめの誘発につながる危険性があることを理解することで、問題を未然に防ぐようにする。

(3) 道德教育の充実

- ①道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、思いやりの心を育てる。
- ②全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。
- ③いのちを大切にするキャンペーンやいじめゼロ宣言等は、児童会が中心となり、児童生徒の自発的な活動が行えるように計画を立てる。

(4) 相談体制の整備

- ①教育相談の在り方を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ②「ふれあい相談日」や「教育相談週間」等の場を設けて教育相談の充実に努め、児童一人一人の心身の状況を把握する。
「ふれあい相談日」は、スクールカウンセラーの出勤日と合わせる。
- ③保護者の相談・児童の相談ともに、スクールカウンセラー勤務日を利用してもらい、担任とスクールカウンセラーが連携して相談にあたる。
- ④相談箱を活用し、全職員誰でも相談にあたれるようにする。
- ⑤教育相談員に気軽に相談できる体制を整える。

(5) 異学年交流の実施

異学年との交流活動（袖っ子活動）のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、外部講師を招聘して児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

近隣のこども園や中学校と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見について

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応を行う。また、速やかに保護者に連絡し、共通理解をもって指導にあたることができるようにする。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

いじめられている児童の発する具体的な場面とサイン

場面	サイン
登校時	○遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。 ○視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。 ○あいさつの声に元気がない。
朝の会	○提出物の忘れが多くなる。 ○健康観察の声が小さく、元気がない。また、視線が合わない。 ○体調不良を訴える。
授業中	○教科書や文房具などの忘れ物が目立つ ○教科書やノート、机などに落書きをされている。 ○発言が笑われたり、無視されたりする。 ○机を離される。
休み時間	○一人でいることが多い。 ○会話に入れてもらえない。 ○持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。
給食中	○特定の仕事をやらされ続ける。 ○机を離される。 ○給食の量が少ない。
放課後	○慌てて下校をする。または、用もないのに学校に残る。 ○持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。 ○一人で下校をする。

(2) 家庭での保護者による観察

①いじめられている児童の発する家庭でのサイン

- ・学校の話をしなくなる。
- ・登校しぶりがある。
- ・食欲がなくなる。
- ・衣服が汚れる。
- ・理由のはっきりしないけががある。
- ・持ち物がなくなったり、壊れたりする。

②家庭への啓発

上記のような様子が見られたら、いじめられている可能性があることを保護者に周知し、そのような場合は速やかに相談してほしいことを、様々な場面で繰り返し伝える。

(3) いじめの実態把握のための措置

①保護者面談の実施

- ・保護者面談は、7月は全員、12月は希望者を対象とする。

②教育相談週間の設定（6月、10月、1月）

- ・教育相談については、教育相談週間以外にも「ふれあい相談日」を設ける。

③いじめアンケート（習志野市教育委員会作成）の実施

- ・各学期記名式、無記名式のそれぞれ1回ずつ実施
- ・記名式については家庭で実施し、保護者に内容を確認していただく。
- ・インターネットを通じたいじめについても質問項目を設ける。

④学校生活アンケート（千葉県教育委員会作成）の実施

- ・学年末1回実施（1月）
- ・実施方法については、いじめられている児童生徒等がその状況を打ち明けられるように、記名の方法など十分に配慮する。

5 いじめの相談・通報について

- (1) 児童生徒や保護者に、学校におけるいじめや学校以外でのいじめの相談については養護教諭を窓口とするが、すべての教職員が対応することを知らせる。
- (2) いじめについて相談することや通報することは、恥ずかしいことや卑怯な行為ではないことを繰り返し指導し、「はなす勇氣」について児童生徒に具体的に説明する。
- (3) 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせるようにする。
- (4) いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとるようにする。
- (5) いじめの事実について生徒指導主任及び管理職に速やかに通報する。
- (6) いじめの情報を受けた生徒指導主任は、全職員へ連絡し、情報の共有化を図る。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもとに、「生徒指導委員会」又は「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、習志野市教育委員会と連携を図り、習志野警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (1) いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、集約担当

を通して校長に報告する。

- (2) 校長は、いじめの報告を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- (3) いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。特に、いじめられた児童を徹底して守り抜くことを本人や保護者に伝え、不安な点を聴取した上で、対応策を示す。
- (4) いじめの加害者や周辺の児童生徒への聞き取りを行う際には、聴取時間や聴取場所の環境、休憩や食事時間に配慮し、暴言や威圧等の不適切な聴取方法を絶対に行わないようにする。また、聴取する際は、複数の教職員で聞き取りを行い、記録の保存を適切に行う。
- (5) いじめ防止対策委員会での記録は紙ではなくデータで行い、会議録を作成する。
- (6) 解決後の児童同士の良好な人間関係を考え、いじめた児童がいじめられた児童や通報した児童に圧力（物理的、精神的）をかけることがないように配慮する。
- (7) いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- (8) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- (9) いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成を目差したものとする。

7 指導について

- (1) 専門的な支援などが必要な場合には、習志野市教育委員会及び習志野警察署等の関係機関へ相談する。
- (2) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時、適切な情報共有を図る。
- (3) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、「校内支援委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- (4) 全職員で連携して組織的な対応に努める。
- (5) 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

①いじめられた児童への支援

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援する。

ア 安全・安心を確保する。

イ 心のケアを図る。

ウ 今後の対策について、共に考える（具体的に、どのようにしてほしいか）。

エ 活動の場を設定し、認め、励ましていく。

オ 温かい人間関係をつくる。

②いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

ア 事実関係を明確に説明する。

イ じっくりと話を聴く。

ウ 苦痛に対して本気になって、精一杯の理解を示す。

エ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

③いじめた児童への支援

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

ア いじめの事実を確認する。

イ いじめの背景や要因の理解に努める。

ウ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。

エ 今後の生き方（何を学んだのか）を考えさせる。

オ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

④いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

ア 児童や保護者の心情に配慮する。

イ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

ウ 気付いたことがあれば報告をしてもらう。

⑤その他の児童への支援

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がっていたりした児童生徒や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても、いじめられた児童の苦痛に気付かせ、今後はどのような行動をとるべきかを指導する。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、早急に対応することとする。

(2) 校長の指示のもと、その時点で把握できた事実について全教職員に周知する。

(3) 習志野市教育委員会、保護者等、関係機関及び関係者に速やかに連絡する。

(4) 外部への対応は、教頭が行い、窓口を一本化し情報の混乱を防ぐ。

(5) 重大事態が発生した場合は、以下の対応をとる。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任（集約担当）→教頭→校長 校長 → 指導課（４５１）１１３２ → 教育長 → 習志野市長

(6) いじめ重大事態に係る調査報告書の保管は１０年間とする。

9 公表，点検，評価等について

(1) 学校運営協議会（年間４回）において，いじめへの対応内容や状況を報告する。

(2) 年度毎にいじめに関する調査や分析を行い，これに基づいた対応を行うようにする。また，年度毎にいじめの問題への取組みを保護者，教職員で評価をする。また，学校評価で，自己評価し改善を図る。

(3) 本学校いじめ防止基本方針をホームページにおいて公表する。

(4) 本学校いじめ防止基本方針については，必要に応じて見直しを実施する。